

第 14 回 焼津市行財政改革推進審議会

1 開催日時 平成 22 年 11 月 4 日（木） 9 : 00 ~ 11 : 00

2 開催場所 焼津市役所 本館 6 階 603 号室

3 次 第

1. 開会

2. 議事

(1) 職員の定数・給与等について

①職員定数について

②職員の給与等について

③臨時職員数及び賃金について

④職員研修、人事評価について

⑤機構改革について

⑥その他

(2) 1 市 2 制度について

(3) その他

3. 閉会

4 出席者

(委員)

五十右信幸 委員
大石人士 委員（副会長）
小松みゆき 委員
坂本光司 委員（会長）
杉山秀夫 委員
鈴木恒夫 委員
廣瀬武久 委員
村松佳苗 委員
望月誠 委員
山本幸子 委員
良知トヨ 委員

(事務局)

山田 副市長
渡仲 企画財政部長
石野 企画調整課長
西形 人事課長
宮内 財政課長
河守 企画調整課行政改革推進担当主幹
秋山 企画調整課企画調整担当主査

5 議事録 別紙のとおり

| | |
|-----------------------------|--|
| <p>1. 開会 (石野企画調整課長)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ただいまから、第 14 回審議会を開催する。 ・審議会条例により議長は会長が務めることとなっているので、坂本会長よろしく願いいたします。 |
| <p>2. 議事 (坂本会長)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・それでは、お手元の議事について、職員の定数・給与等ということで、事務局、具体的には人事課長の方から追加の資料、それから前回のご意見とかご質問もありましたから、それについてのまとめの作業をしたいと思う。ではお願いいたします。 |
| <p>(人事課長)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・おはようございます。間が空いたので、もう一度資料の説明をさせていただき、前回 2～3 点あった宿題もあるので、私、それから企画調整課からお答えする分がある。 ・最初にお手元に、赤で「資料 6 改」と書いたものがある。これは、人事行政の運営状況、人員とか給料等の資料を以前、「資料 1」と「資料 6」としてお分けしてある。資料 1 というのが、平成 21 年 4 月 1 日現在の状況であり、資料 6 というのが平成 22 年 4 月 1 日現在ということでお渡ししてあったと思う。 ・しかし、その資料 6 というのが、詳細な部分まで間に合わなかったのがあり、手つかずの部分があったため、今回、平成 22 年 4 月 1 日時点のものがまとまり切りましたので、差し替えをさせていただきたい。 定数と給料、職員の評価も含めて、ご説明をもう一度したい。 ・私も、ここ前のセクションが地域福祉課というところでやっており、障害者関係の仕事をさせていただいた。その時に、前回の補助金の行革審というのがあり、あそこは非常に障害者団体、保護司会という、いろんな団体を抱えており、だいぶご指摘をいただいた。 ・確かに仕事の内容はいろいろあるが、それと補助金行政とはまた違うということで、いろいろいただいた厳しいご意見を元に、各団体と折衝した記憶がある。非常に、財政と福祉ということで切り離して、いい形で指導していただいたと感じていた。細かいところまで言われると、いろんな団体との折衝もあり、動きが取れないが、ぜひ問題点のご指摘というのは手厳しくいただければ、そのご指摘を元に各セクション、私もそうだが、改良、改善に向けての動きをするので、そういうようなご意見をお願いしたい。 ・まず、①の職員定数であるが、これは前回、資料 2 のところでご説明した。職員の定数がどのように変遷してきたか、職員数ですね。平成 20 年 11 月の大井川町との合併に絡み、その部分を外したわけだが、現在で 1,588 名、これが病院も含めた定数ということである。 |

| | |
|--------|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・これについて、平成 22 年 3 月末までの「定員適正化計画」というものが、平成 17 年に策定され、合併を挟んでいるので、大井川町の定員適正化計画と合わせた形での数を目指してやってきたが、焼津市の場合、区画整理事業とか工事関係の事業があり、なかなか上手くいかず、目標値まで達していない。 ・今年度中に、平成 27 年度を目標とした 5 年後の更なる適正化計画を定めようと思っているが、なにぶん、これはただ単に数値を上げればいいというわけではなく、どういう手法でもってやっていくかということが必要であるので、その辺手間取ってる点もある。 ・区画整理事業等の事業関係もあるが、民間委託であるとか、事業そのものの縮小というものがなければ、なかなか進んでまいりません。その辺を含めて検討していきたい。それが資料 2 の説明である。 ・③のところにもあるが、なかなか人を減らすと、今度は臨時職員の増ということにも繋がりがねない。これも併せた形で見直しを進めていきたい。この辺が、各課の増員要求とのせめぎ合いというものがどうしても出てくるが、ご意見をいただきながら、それが追い風となればありがたいと思っている。 ・ちなみに、平成 17 年の時の定員適正化計画の数値であるが、これは国の方で概略を示されたものが、5%減というものがある。それまでも、焼津市、大井川町それぞれ、できるだけ少数精鋭ということで進んできたが、5%というと焼津市については 71 人を減らせと。これが 5%の数字であった。これがなかなか厳しい数字であり、いずれにしても今度の 27 年度に向けての定員適正化計画については、国の方で何%というノルマは課されていない。しかし、内容をもう少し精査し、実現可能な数字を上げて進めていきたいと考えている。それが①である。 |
| (坂本会長) | <ul style="list-style-type: none"> ・今日はそれぞれについての審議会としての中間的なまとめにしたいので、ご質問、ご意見をぜひ出していただきたい。職員の定数について、我々審議会としてこうした方がいい、こうすべきだというものがありましたらお願いしたい。 ・平成 17 年の定員適正化計画というものを国が出して、それぞれ市区町村がその方向へ動き出したわけだが、これに関して、5%減ですよ。焼津市で 71 人。これは、進行状況というのはどうであるか。 |
| (人事課長) | <ul style="list-style-type: none"> ・表題に「業務委託・組織改正等の計画（平成 17～21 年度）部局別の状況」とある当日配布資料 4 の 5 ページのところを見ていただくと、定員適正化計画の進捗経過というのがある。また、資料の 6 改のところにある、計画の合算（焼 |

| | |
|---------------|---|
| <p>(坂本会長)</p> | <p>津市と大井川町の合計)がマイナス80に、となっている。 実績は32人の減であるので、差し引きすると48人、削減が足りないという結果になっている。</p> <p>・県内では、達成した市がほとんどである。焼津市と富士市、御殿場市が達成できなかった。お隣の藤枝市は達している。</p> <p>・達成できなかった理由というのは、例えば、一般と消防とか病院というのがあるが、病院に関して国の方針も変わったりして、一方で定員適正化を出しながら、別のことが出てきたりして、なかなか上手くいかなかったケースをいろいろ私は聞いている。</p> <p>焼津市の場合の達成できなかった根本的な理由というのはどこにあるのか？</p> |
| <p>(人事課長)</p> | <p>・焼津市の場合、病院のところも確かにある。特に医者の確保というところ。それまでだと、研修医みたいな形のものが多かったが、これを正規職員に組み入れたということ等、そういうところで定員が増えたというのがある。</p> <p>・それから、当時考えられたのは、民間委託を主流に適正化を考えていたということ。特に、給食であるとか、ゴミであるとか、そういった業務的なところについては委託を進めていこうと。それがなかなか上手く進まなかったのが原因である。</p> <p>・現状でも、例えば病院給食なんかでは、運営委員会の審議の場では、医者の治療にもかかわることであるので、直営に戻すべきだという意見も出ているので、いきおい、その結果については当時とは変わっている。</p> |
| <p>(杉山委員)</p> | <p>・職員の定数であるが、この前も話をさせてもらったが、自分も実際にやっていて、仕事があればそれなりの人の数があるわけである。今、人事課長が言われたとおり、現状の中で、各課の人員要求と、それに対してダメだと、そういうせめぎ合いの中では、人数を減らすといっても限界がある。</p> <p>・焼津の場合、各地と比べるとかなり人数が少ない状況でやってきている。努力してやってくれているのでそれはそれでいいと思うが。問題は、仕事が民間でできるものを市がやっていたり、ということを一回整理をしないと人数は減らないと思う。</p> <p>・ちょっと資料を自分なりに作ってみた。今まで、行革の中でずいぶん言われてきた、「行政の守備範囲」という問題について、どういう検討がされているのかの資料があったら出してほしいということで今日お願いをしているが、それなりの資料があると思うが、そういう行政の守備範囲について、お手元の資料</p> |

を読ませていただく。

(以下、杉山委員から「行政改革の具体的実施」の説明)

・行政でなければならない事務と、それから民間でも実施可能な事務。おそらく行政の守備範囲についての考え方があると思うので、それに沿って具体的にそれぞれが持っている事務があると思う。それを、行政でなければならない事務なのか、それとも民間でも実施が可能な事務なのか、既に民間で実施している事務があるのか、それから、行政需要の面からどうしても必要な事務なのか・・・という、いくつもの分類をして、それによって、民間でできるということであれば、それは民間にやらせればいい。

・それを、民間の方は収入の税金を払っているわけであるから、その税金を払っている人と、税金をもらっている市が競争をやって、というのはいかかなものかと気になる。

そういう意味では、民間でできるものは全部民間に渡せばいいという考えである。

・さらにそれを、行政でなければならないのか、行政の方が好ましいのか、それか、民間の方が好ましいのか・・・という分類。行政でなければならない、行政の方が好ましいという事務であれば、これはまた民間委託というのは何回も行革で出てきているので、それについてのどういう考え方で民間委託をするのかという考え方があると思うので、その考え方に沿って、民間委託ができるものとできないものの分類ができると思う。

できるものはすればいいし、できないものは行政がやる、そういうことにすればいいと思う。

・それと、次のページのところに、広域行政の推進というのが2段目のところにあるが、今まで2市2町で合併を前提に事務の擦り合わせをやってきた。そうすると、広域の方がいいという事務はいっぱいある。そうすると、広域に移していけば、人数は減るわけである。それは例えば、藤枝と焼津でやったとしても、藤枝も同じように財政的には困っているわけであるから、そういうことになれば、広域でないと解決しない事務であるとか、広域で実施した方が効果がある事務・・・というように分類することによって、広域行政が推進できる。

・そういうことによって事務を減らし、人数が減る。そういったことを一体としてやっていかないと、現状の事務のままで人数を減らそうといっても限界があるし、かなり仕事やる方も無理が出てくるし、いきおい、じゃあしょうがないから臨時職員を雇おうと、そういうことになってきてしまう。

・ですからこの際、定員についてはきちとした方針が今までも何回も行革の

| | |
|---------------|--|
| | <p>中でやられてきているが、それに基本的な考え方ができているならば、それに基づいて、担当が持っている具体的な事務を分類してやっていけば、事務が減らせると思う。事務が減らせれば人は当然減ってくるわけだから、何かそういう方法ができないものか、ちょっと提案ということで出させていただいた。</p> |
| <p>(坂本会長)</p> | <p>・札幌の狸小路商店街へ行くと民間交番がある。そこに何人かの方がおり、それは商店街が自主的にやっていらっしゃるということだった。市民協働、市民参画という、そんな点で杉山委員の方から言っていただいたんじゃないかと思う。</p> |
| <p>(廣瀬委員)</p> | <p>・各市町村が持っている現在の財政指数でいくと、経常収支比率で県平均の人員費が25.2、これに対して焼津市が22.0、ちなみに同規模の藤枝市が25.9、という数字が出ているので、コンパクトという意味合いの背景になっている。</p> <p>・であるから、むやみやたらに減らしていくのがいいのかというと、現状としては厳しいだろうなという形。その先に杉山委員のご提案があると思う。</p> |
| <p>(良知委員)</p> | <p>・基本的に、すごい一生懸命頑張って人員も削減し運営してきたという、事実は事実で認めるが、現実的にこういうものを見てみると、もう税収はどんどん少なくなっているのは確かなわけである。今の杉山委員が仰ったことは、今に始まったことではなく、総合計画の中に、いかにして行政改革をやるかという中で、一応手法としては計画の中に出ているはず。それがなかなか進まないという事実がある。</p> <p>・これは実は、私も企業に勤めていたが、企業の中でも何かを改革する時に、構造改革はなかなか上手くいかないというのがある。それはやっぱり既得権を持っている人はなかなかそれを捨てがたいというのがある。</p> <p>・税収減という事実があるときに、税収減と既得権のせめぎ合いの中で、どういう風に行政運営をするかということは、すごい強いリーダーシップがいると思うし、職員も全てを含めてやっぱり強い意志がないといけないかなと思う。</p> <p>・だから、少なくとも定員の適正は、今までも多分なんかやろう、減らそうという案はいつもいつも出てきている。それがやっぱり一歩進まないというのは、少なくとも倒産する恐れがないこと。多分、夕張みたいになってしまった時に初めて気づくのだと思うが。まあ、企業もそうだったのだが。</p> <p>・だからその前に、真剣にその状況をつかんで、それで前に進めるという、本当に内部だけでできるのかなと時々私は思っている。行革もずっと続けてきた</p> |

と思うが、それで、どれくらい前に進んだか私はわからない。そういう状況の中で、なんでもかんでも行政にやってくれって要求ばかりしている市民も問題だと思っている。絶対に歳入の状況が増えていくことはあり得ない。市民はほとんどんわがままを言い始めることは確かである。

(望月委員)

・だから現実をふまえた上で速く手を打っていかないといけないという中で、やはり大変かもしれないが、職員も、市民も、それをきっちり埋めてあげるような方策というのを、もう少し真剣に考えた方がいいんじゃないかと思っている。

・先程、西形課長から、削減の計画が計画どおりいかなかったという説明を受けた。若干計画どおりいかなかった原因についても、病院問題とかいろいろあると思う。けども、意見的には良知委員に近いが、結果が出てからその結果どおりにいかなかった時に、それに対する理由、言い訳というのは結構ある。

・けども、それだけの計画を立てたんだから、立てる時にはちゃんとそれなりに実現するだろう、実現させるということで立てているわけだから、できなかった時にはあくまで詭弁でしかない。

・当然、何年計画として立てているわけだから、その時にはああしようこうしようということをシミュレーションしてやっているわけだから、降って湧いて、奄美大島の大雨じゃないけれども、そのように天災がドーンと来たなら、それはわかる。しかし、5年後にこうしましようという計画である以上、5年間こうなるだろう、こういうことが起こるだろうということ言っているんじゃないかと思うと、なんで出来なかったのかなと。

・県内でもほとんどのところが出来ていて、焼津市が出来ない。それも2～3市というのは何故なのか。そうすると、前回も病院の時に出ていたが、何年計画で病院のをやったが、21年度に達成が・・・どうなっているんだという計画だったが、あれと同じじゃないかと。非常に甘いんじゃないかという風に、今感じた。

・だから今度立てるのであれば、本当に外部の人を入れた方がいいんじゃないかと。それぞれの専門分野の。でないと、内部だけでそれだけのことが出来るのかなと。それこそ、先程会長が仰ったように、5%という頭ごなしのやつが本当に焼津市の場合できるのかなというのがあるわけで、だから、国から5%と言われてやってみたら6だったのか、焼津の場合4でもいいんじゃないかと思う、やる以上は。

・それと個人的には、行政というのは「入り」の心配をしないと思う。税込。

出る方のことばかり神経が行っている。予算主義で。収入というのは主は税金だから、税金というのは、市民が豊かになる、生活が向上すれば当然上がってくるわけで、だからそちらの方に何故力を入れないのかなど。各部署でみると、そういう経済的な部分に人がほとんど行っていない。非常に比率が少ない。他のことが大事ではないと言っているわけではない。行政サービスを提供するうえで、全てのことが大切なことであるが、それを支えるべく財源がないのに、削減しようとか、給料のこと、補助金のことを言っている時に、収入の方を力を入れないのか？という。

(坂本会長)

・今まで90～100だったものが105になれば、その分、財政が豊かになるわけで、減らす努力も当然必要だが、入りを増やす努力というのを何故行政はしないのかなど。そちらの方に人員配置、専門的な人たちを配置する等、あってもいいんじゃないかと思う。

・今、望月委員が仰った後半のところについて、以前にも少しだけ議論したが、非常に重要なことである。行革というとマイナスマイナスといきがちだが、プラスのこともあるわけで、プラスのための行革、つまり税収増につながるような行革も実はある。

・行革の大綱の中では、最初事務局からはなかったが、みんなで相談して入れたということだったと思うが、そのこと（税収増につながるような行革）もまた改めて大事な行革であるから、それがよくなれば議員定数、職員定数の問題も絡まってくる。

(五十右委員)

・そのとおりであるが、具体的に考えていくと、広域行政というのを考える時に、実際には全く病院自体も考えていないし、役所の方も考えていないし、一般の人たちの方が、こうなったらいいなというのを考えているが、しかし、病院の職員なんか聞いても、全然考えていない。たぶん役所も考えていないと思う。また、焼津の職員が本当に真剣に考えていても、焼津だけで考えられないし、そういうのを聞いていても、すごい難しいなど。そういう方向に進んでいないですよ。広域でやろうという方向に全く進んでいない。

・保育園とか、幼稚園とか考えても、新しいものが出来てしまい、それに当然お金を掛けている。今までは3ヶ所でやっていたものを1ヶ所にするというのは逆行じゃないかという、ちょっと考えて思うようなことを、平然と理屈を述べて言われている。だから全く、それを民間にやらせる方向でみたいな、今当然民間でやっているが、だから市がタッチしなくていいじゃないかと言っても、どんどん進んでいってしまって、じゃあそこどうするの？という（部分が出てきている）。全く市としては考えられないことである。始めたばかりなのだから。大井川町が焼津市になるという時に始めたものであるの、方向として全然違

う方向に行っている。すごい難しいなと思う。

・ここではすごい話が進んでいるが、実際には違うことをやっている。今までもたぶんそうだったと思う。結果が伴っていない。考えている方向がそっちに行っていなくて、ただ〇〇計画とか、そういうものばかりが表に出てきて、結果がどうだった、というような、ここまでしか行きませんでした、というのが毎年繰り返されているんじゃないかと。

・前回のを見ても、広域行政のが載っているが、ほとんど何も変わっていないような気がする。それを少しずつ変えていかないとだめなんだろうなと、今あらためて思った。実りのあるものにしてもらいたいとあらためて思った。

(廣瀬委員)

・広域という話で一番大きな話はゴミの問題、2番目が病院間の連携だと思うが、公式の場では藤枝の毛利院長、焼津の院長も含めて、両病院連携の推進ということはしっかり申されている。ただ、実際のところ、講演会など終わって藤枝の院長と話をする、焼津の形がはっきりしないと、藤枝の方から物は申せないというような形で言われている。人事行政も含めて、来年の4月以降に病院長に権限が委託される。そういう中で病院長同士が話し合いながらできるというベースが少しずつであるが進んでいると思う。そういう形で、必ずしも全部が進んでいないとは言えないと。

・ただ、実際問題はやはり、行政が違おうと、どうしても権力的なぶつかり合いがあるので、そこは問題だと思う。それを乗り切るためにどうしたらいいかという意味で言えば、これは正義の問題にいくと思う。各々の市民の方々、それは焼津に病院があった方がいい、近くにあった方がいいと、ただ、専門領域が藤枝に行ってしまうけどちょっと我慢してねというのを誰が言うかという部分を、公務員の方に押し付けると、言えないんですね。やはり政治が主導して言わないとだめだと思う。そういう意味で、政治がしっかりするという部分がベースにないと、なかなかきついかと思う。

(坂本会長)

・五十右委員が遠まわしに言ってくれたが、私も大井川町に住んでいるので、部分的にわかるが、最後に言われた保育園のことも、どさくさの中で行われていることは事実で、恐らく焼津市にとっても苦々しく思っていたんじゃないかという一つの案件だと思う。

・それから、今はこういう形で、ロウるさい方々に、私を中心にして行革の委員会ということで、しかも市民公募の中でやっているという形であるから、ずいぶん変わってきていると私は見ているが、非常に合併がらみのどさくさの中で、わかりにくい政(まつりごと)が行われたことは事実で、その一端を今、五十右委員がお話しされたと感じた。

| | |
|---------------|--|
| <p>(杉山委員)</p> | <p>・ 皆さん方のご意見を聞いて、それを市長の方に中間答申ということで出さなければということでもまとめているが、まだどうしても（意見が）ということがありましたらお願いしたい。杉山委員が仰ったことが核になるような感じがするが。</p> <p>・ 一番自分が恐れるのは、僕らがここで議論しても実際に進むのかどうかということ。今まで、行革というのは決して思ったとおり進んでいないと思っている。もし進んでいるのであれば、今さら行政の守備範囲の問題とか、委託の問題などは出てこない。</p> <p>・ 具体的に進める方向で、行政の守備範囲の実施についてということ、今までも何回も行革の中で出ているので、それについてどういう考え方が示されているのか、前回まとめたものがもしあれば出してほしいということをお願いしてあるが。</p> <p>・ 今までも、行革の中で示されて、過去にずっと何回も言われている。今さら行政の守備範囲の話を市でもってまとめようというのは必要ないと思う。それぞれもう文献もたくさん出ているので、そういった考え方を一つのベースにして、それが焼津に合うかどうかということだけである。</p> <p>・ それを具体的に、いつまでにどうするかという日程を決めてもらってやっていかないと、また同じになってしまうと思う。今、行革の委員が終われば、また職員のところに行くので、また同じになってしまうだろうということとを心配している。そういう意味で、五十右さんが言われたように、我々がここで議論していることが、結果としてどういうように結びついていくのかということがきっちりしないとまた同じようになってしまうので、もしこういう形でやっていただけるのであれば、具体的にいつまでにそういう議論をして、いつまでに具体的に見直しをして、という、ある程度時期を示してやっていかないと、また同じになってしまうかなという、そういう心配をしている。</p> |
| <p>(坂本会長)</p> | <p>・ 杉山委員が仰ることもわかるが、私たち審議会の中で、大事だと思われることに関しては、中間答申という形で、副会長と一緒に数回市長にお会いして、議会にも関係することに関しては、本当だったら受け取ってくれないんじゃないかということも、敢えて写しという形で、議長にもお会いした中で、皆さん方からいただいた大事なことに関しては、中間答申という形で提言しているということは、皆さん方が知っているとおりでと思う。</p> <p>・ その中で記憶に新しいことというのは、焼津市議会の議員定数・報酬等。それから最近で言うと、病院の問題、また、アクアスについて、これらは極めて</p> |

焼津市にとって重要性があるということで、文書として市長を通じて出している中で、ああいう形での対応をそれぞれしていただいた。

・病院の数だとか運営について、本体が元々考えていたこともあったかもしれないが、しかし、私たちがもしあのような形で出さなかった場合、ああいう結論に、ああいう対応をしてくれたんだらうかということも、かなり庄、重石になっていることは、市民から選ばれた方々が委員になって行財政改革を進めるという審議会という形を取っているから、懇談会ではないから、条例に位置付けられているから、権威のある機関であるので、そのことの中で、本当は一つ一つのことに於いてそういう形で出していくことが、これからの私たちの課題かもしれない。

・あまりにも（課題、問題が）山積しているから、大きな題材に関しては中間答申の中ではっきり明示して、しかも対応を求めると。議員の数に関しても、私たちが言った数よりも少々多かったことに関して、私はそれでも努力をした跡が見えたものだから、今の段階では仕方がないのかなと思っていたが、しかし委員の方々からの総意はそうではなかったから、またさらに、それに対して警告を発するような文書を出して、それに対して回答をくださいと、こんなことも大石委員と2人で行って直接お話しをしている。

・杉山委員が仰るように、大きなことだけでなく、もっとそれぞれのことに於いて、いわゆる PDCA ではないが、言いつばなしではなく、それに関してどう対応したかということ、ここでもやっぱり常にチェックする、関心を持つことが必要じゃないかという、そういうものに対する対応も市の方でもしてもらいたいということも、杉山委員の方から言っていて、現場がずっと長くいらっしやっただけだから、その中でずっと生きていらっしやるから、また野となり花となりですね、ということも、現実には今までの世界ではあったわけであるが、しかし私たちが関係している中では、主なことは行動として移しているし、その行動に対して、私たちが期待することまでは行っていないかもしれないが、対応があるということであるから、今までと比べれば前進をしているかもしれないが、なかなか山が高くて、思いというか、仰るとおりだと私思うので、エンドレスの審議会になっているので、ぜひ今言ったことを活かしたいなと思った。

(鈴木委員)

・私、こういう席に初めて出させていただいて、いろいろ勉強させていただいているが、大変、行政の皆さんには失礼な言い方であるが、なぜこうした、例えば、移管をしなければいけない仕事なのか、あるいは廃止をしなければいけない仕事なのかということが、それぞれのセクションで理解できないのか。当然言われる前にやるべきである。

・行革審という立場から、提言としてみればこういう形になるのだと思うが、杉山委員の具体的な実施要綱のような形では、現場でこんな手順で分けをしてやられたらどうかという、非常に細かな部分まで指摘をしていただいているが、自分たちが日常やっている仕事の中で、これはもう廃止だよとか、これは分類してどこかへ移管しなければいけないよというのは、自分たちがやっていたらわかることではないか？どうなんですか？

・それと同時に、ある場所、行政が廃止になったところがあった。その中にダンボールの山が30～50あった。自分で実際見た。ここは掃除して使えば、いい物置になるよと、ある人に提言した。そうしたらその人は、「これは僕の管理下ではないから」と。「これは例えば〇〇部であるとか、〇〇課の所属だから、僕は関係ないよ」と。こういうような発想が非常に多すぎるのではないかな。

・この書類は何年間保存、例えば7年経ったら廃棄処分等、個々事務規定的なものも行政の中にはそれなりのものがあるのではないかなと思うが、そういうルールを、そのセクションセクションで、きちんとした形で守っていけば、廃止だとか、民間委託だとかいうものは、我々はこういう貴重な時間を使って、市長へ答申する以前の問題で、自分たちでやるべきことである。何か私は、大変無礼な言い方で恐縮であるが、そういう感じを受けている。

(大石副会長)

・今のことに関係する部分もあるが、私も前の行革の関係からずっと関わっており、今日の議論もそうだし、これからの議論もそうであるが、この行革の中でやるのは、細かいところまでは出来ない部分が多いなど。いろんなところで議論が出ているのは、各事務事業のシートが出てきているが、そこに、そのまま続けた方がいいのか、他へ移した方がいいのか、その辺りのことがチェック項目で入っているわけである。

・ただそれは、担当者がやっているだけの話であるので、これをもっともっと、ネット上でオープンになっているが、それについて民間が、一般の市民が言って、それが実際取り入れられて再評価をするというところまで、なかなか徹底されていない部分があると思う。

・それは、一部は聞いているという意見があるが、先程の保育園のものもそうかもしれないが、ある多少の利害関係がある人にとって、民間の方々というのは、これはこうした方がいいよと言うのだが、第三者から言うと、これは市全体のこと・広域から見たら、部分的にはそちらの方がいいのかもしれないが、全体から見たらそれはまずいんじゃないかという意見を言える場がないわけである。

・杉山委員の方で作っていただいたこの資料というのは非常に重要だと思う。

この線に沿って、組織として実際にやっていくこと、定数の適正化を誰がどう
いう風に判断して守っていくんだというところを今は誰も保証していない。各
部局ごとに人数があるが、例えば経済関係のセクションではこれからこういっ
た面をやっていきたいからこれだけ必要なんだということをしっかり言えるよ
うな、お金もこれだけ欲しいんだと言えるような形の組織にしていかなければ
ならない。そういうような形に持っていけないとなかなか解決しない。

・だから、今仰られたとおり、ここのメンバーが言うことかということになっ
てしまうが、そういうことかと思う。この中で言っていないと進まないと思
うし、今、職員どうこうではなく、なかなかそういうのは進みにくい、公務員
というのはそういう組織になっているのは市だけではなく、県もそうで、国も
そうである。気が付いたものを言っていく必要がある。

・それともう一つ、最初はこれは行政でやってほしいと思っていたものも、民
間が育ったり、あるいはある期限が来て必要なくなっているもの、それを他へ
移していくということがなかなか出来にくい。本来なら、これは10年前から
始めたものだから完全に民間で出来るのではないかということもそのまま当初
のまま持っているものも若干ある。

・それは、前回補助金の関係をやらせていただいて、多少問題があったかと思
うが、百何十本という補助金を一つ一つ精査していく中でそういうのが出てく
る。事務事業評価については、国の方で仕分けというのをやっているが、やは
り、民間を入れた仕分けのようなものを、いっぺんには出来ないが、今年はこ
れをやっていくというような形が、行政の方では必要ではないかと思っている。

(坂本会長)

・鈴木委員にはいつも貴重なご発言をいただきありがたい。「こんなこと」と言
われたが、国の仕分けも一種そうである。今、大石副会長が仰られたように、
私は民間がやるべきことでも行政が手を出すこともある。民間の供給では間に
合わないということがある。激変緩和のようなもの。だから、民間がまだ未成
熟の時に、そこで助けを求めている人がいて、民間がやるといっても行政が手
を出さなければいけないものはその時々によって変わる。

・いつもやはり状況によって変わるということであるから、官の事情、民の事
情、社会の事情ということで変わっていく中で、焼津市役所の怠慢ではなく、
国家そのものがそうなっているから。ただ、ご意見を出さなければいけないの
はそのとおりだと思う。民間の感覚が行政には総じて欠けているから。そのこ
とを今、大石委員の方から言っていたのだと思う。

(山田副市長)

・私も40年以上公務員をやっているが、公務員の悪い習性というのは2つあ
る。1点目は、自分の金ならやらないことを、要するに役所の金だからやると

いう部分が非常に多い。だから、私は職員が決裁で回ってくる時に、「あなた、これを自分のお金ならやるか？」と訊くと、「自分のお金ならやらない」という職員が実際にいる。そういう金銭感覚のところで、役所の金は他人の金になってしまっている。県もそうである。

・それからもう1点は、自己防衛本能が強い。課長とすれば、課の職員が減ることは非常に不名誉なことであるという感覚がある。そこを打破しないと、改革というのは難しいと思う。

・先程、定数の話が出たが、来年度の定数の要求は、今年は私が全部見るから、それはみなさんにお約束をする。

(坂本会長)

・まだたくさんありそうな感じがするが、皆さん方のお話を聞いて、こんな感じかなと思う。まず一つは、職員の定数についての行革審としての意見ということであるが、類似の同規模の市と比べて、かなり下回っていることは事実であるが、かといって、決して同規模のところと比べて日本一でも世界一でもない。民間から見れば、小さな政府で、なおかつサービスが優れているところがいいに決まっている。私は企業の研究を長らくしているが、立派な会社に共通しているのは、本社が小さいこと。地域社会で言うならば、公務員の数が少ないということであるが、静岡県一ではなく、全国一を目指して削減の努力をしていくというのが、率直な市民感情であると思う。これがまず一つ。

・二つ目は、先程どなたかが言われたが、定数削減計画を出されて、その中で、それに対して達成できなかったのが、富士と焼津。しかも焼津市の場合、半分も到達していないということであるから、いかにいろんな状況、環境が変わったとしても、それは条件としては同じであるから、市民を騙すような定数削減計画を出したということであるから、これは当然不信感を生んでしまう。これからは国が全国一括して同じような形を出すというのは少なくなるかもしれないが、もっと実現可能という形出すべきだということが皆様方からあった。

・それから三つめのところは、杉山委員がことごとく言ってくれたが、官の役割と、民の役割のところの原点。もう一つは、焼津市が単独でやるか、複数の周辺の市町と広域で、共同でやるかということ。それから今までは市がやってきたが、これからの少子高齢化社会をふまえれば、当然のことながら、市民の方に参画していただいて、自分でできるものは努力してまで自分でやっていたくことにしていただかなければ、お年寄りを幸せにできない世の中が実はできているから、その意味では、市の役割と、市民の役割、あるいは協働のあり方みたいなものをベースに置いて、根本的に3つの軸を全ての事業を見直すということがむしろ、職員定数の中で削減数が出てくるというか、場合によってはプラスのこともあると思うが、杉山委員からご用意いただいた資料を使っ

て、3つの視点から、職員の定数問題も議論していただきたい。

・それから四点目は、言いつばなしということが、先程副市長が捕捉をしていたが、評価をする過程の中で、内々で評価、判断するというのではなく、一つ一つのことに於いて外部評価をしながら、職員定数の問題に取り組んでもらいたいと、そんなことがあった。

・私たちの審議会の仕事のひとつとして、実施計画の中に位置づけられていたが、行革審がチェック機能を持つような形で位置づけられていたから、それを一年に一回二回ではなく、各論の部分でどう参画させるかというところも出てくるんじゃないかなと思う。結果的に細かいところまでいかないということがあるが、その辺の問題を、どう市民の評価を得るような仕組みを新たに作っていくかということもあったような感じがする。

・職員の定数に関しては議員と違って、何にせよとか云々ではなく、今言った、特に杉山委員が仰った3つの軸をベースにすることの方が、定数の削減の何にするかということよりも遥かに重要な問題ではないかと。見直しである。仕組みの見直し。それについて、継続的な議論。これは内々でやっては困ると。場合によっては職員の定数そのものではないが、審議会の中で、ではいったい官の役割、民の役割とは何なのかと、単独でやるもの、広域でやるものとは何なのかと、なぜこれは行政がやっているのかと、なぜ団体がやらないのかと、個人がやらないのか、家庭がやらないのかと、2～3のことに関しては、この審議会の場所でも結構であるし、それは内々ではなく、外部の見識の高い人を入れながら、そのことに関して議論していただきたい。

・それが結果として職員定数の問題にも係ると、そのような感じがした。今のことを文章で、私と事務局で相談して、これでいいかどうかを次回の時に皆さん方にお示しして、それで加筆修正をしていただき、その中で良ければ市長の方へ中間答申という形でまとめたいと思っている。もしまた漏れがあるようであれば、私でも事務局でも結構であるからご連絡いただきたい。
では、2番目の「職員の給与等について」少し、お話しいただいた後、議論をしたいと思う。人事課長お願いします。

(人事課長)

・それでは資料の方であるが、先程お配りした「資料6改」という焼津市の人事行政の運営状況について、これの2ページ以降に初任給であるとか、平均給与が出てくる。それから、4ページ以降になると手当関係が出てくる。これがまず資料の一つ。それから、前回お配りしたラスパイレス指数についての、「当日配布資料5」というのがあった。これらをまず見ていただく。

・前回特に、手当の関係で、通勤手当についてのご指摘、ご質問があったと思

う。これについては、確か前回、現行の金額について積算根拠をというお話であったと思う。残念ながら現行の数字については、近隣の数字等の均衡とかで定められたものであろうと、お答えしたところである。それでは、ちゃんとした根拠をもった説明が出来るのかどうかと。この辺が担当課としての意識の問題もあり、積算根拠をあえて定めれば、当然、通勤手当というのは実費であるので、通勤に要したガソリン代であるとか、車の維持経費、こういったものを積算にしてやられるものであると。

・考え方としてはそういうことであるが、数字をどうやっていじっていくのかというのがあり、ここで、一つの案である数字をお示しすることがちょっと適当かどうかわからない。現に、以前、組合との交渉の中で、具体的な数字について交渉した経過があるが、これは継続交渉になっているが、その場合についても、数字の扱い方についての異論というのがあった。少なくとも、ガソリン代相当分、車の維持経費を考えると、現行の数字までちょっといかないかなというものが結論的なところかと思う。

・ちなみに県の数字も、維持管理経費にあたる基本額と、それからガソリン代にあたる距離加算という形で成り立っているというのは確かにある。資料6のところの5ページの通勤手当についてはそのような状況で、国の状況と比較しても、数字だけ見ると異論があるかなというところかなと思う。

(坂本会長)

・2番目の議題であるが、議員の関係に関しては既に結論も出したので、職員の給与に関しての行財政改革としてどう捉えるかと。給与”等”と書いたのは、給与だけではなく手当ということ。前回からお話が出ているのは、手当の種類はたくさんあるが、特に通勤手当の関係で、横並びにもなっていないというか、焼津市に関して、数字の根拠がどうなのかということ、何人かの方からお話が出たことに関し、少し言っていた。職員の給与等について、ご質問であるとか、ご意見はあったら出していただきたい。

(良知委員)

・一つだけ、行革の中で話す時に、この間先生が、若手職員の意見を取りまとめてほしいというのがあり、その中で気になっている言葉があった。こんな意見を言っている若手職員がいる。「国の事業仕分けについて、(職員の)説明の下手さ、仕分け人の一方的な結論付け等、正当に評価されているか疑問」と。「焼津市行財政改革審議会においても、様々な提言、検討がされていると思うが、各種施策等の成立背景や存在意義を含め、十分に検討していただくことを願う。」と書いてあり、確かに行政のことはわからないので、とてもとても、素人の私が言っていることが腹立たしく思うことがあるかもしれないが、その辺はご勘弁いただきながら意見として聞いてほしい。

・この間ラスパイレス指数について、これは本給のみというお話をうかがった。

いろいろな手当は入っていないと。そこで、いただいた資料7で、手当の部分を見ていくと、これも誠に申し訳ないが、一般企業に勤めていた人間として見ると、えっ？これって本来業務じゃないの？というところにいろいろと手当が出ているような気がする。

・例えば、滞納処分手当というのがあり、財産の差し押さえをした時に1件320円というのがあるが、これは、勤務時間内に給与が払われている中でこういうことが行われているとするならば、こういうのがまたプラスアルファで出るのかなど。これを全部読んでいくとそんな気がする。社会福祉業務手当の社会福祉事務手当が月額2,000円とか、他にもいろいろ説明が簡単に書いてあるが、これって、時間内にやって、職員の仕事じゃないのかなと思うのだが、その辺の考え方というのはおかしいのか？

(人事課長)

・はい、仰ることごもっともだと思う。前はもっとたくさん特殊勤務手当というのがあり、今仰ったように、それは本来業務であるのはおかしいという考え方で、かなり削減、廃止がされてきた経過がある。

・ただここで言う滞納処分手当や社会福祉業務手当の関係というのは、我々公務員というのは、ゼネラリストということでいろんな職場へ行く。その際に、極めて危険を伴ったりとか、高度な欲求をされるとかいう職場に当たった場合、他の職場との均衡をある程度考慮するという調整として定められて、そのまま残されているということが多いと思う。

・例えば福祉事務所にいるから全て社会福祉業務手当が付くわけではなく、生活保護であるとか、ケース処理に関わるような方について付くのが社会福祉事務手当であり、また、行旅死亡人等、これは勤務時間内にやればそれは本来業務ではあるが、亡くなった遺体の保護であるとか、病人であるとか、本来の業務よりも負担の多いものについては、こういった加算をしようということで、付けられたものであると思う。

・ただ、現業関係の、し尿であるとかゴミの関係。これはその現業として雇われているため、本来業務という性質が非常に強いのであるが、これも業務の性質上、今でこそ不況で応募者が多いが、なかなか手がないというところで、本来給与を上げることよりも、こういった手当で対応しようということで設けられたものであると思う。

(五十右委員)

・そういうところだと思う。僕も今日、女房に、家畜類等死体処理手当であるとか話をした。家の前でよくカラスが死ぬ。おそらく電柱で感電して落ちてくるのだと思う。2~3回来てもらい、処理をしてもらったことがある。何時間後かに来てもらい、そういうのを今、良知委員が指摘されたように、本業であ

って何百円でも付くのかなと。役場をお願いしたのだが、実際来ているのはどうも民間の委託業者じゃないのかなという気がするのだが、それがどうなのかなというところもお聞きしたかった。実際に、役場の人ではないなという感じであった。それはわからないが。

・それと、今言われた理由でも、なお且つ理解できない。その辺をどう変えていくかという感じがする。確かに今言われたように、ケースワークの人の場合なんかは月額2000円というのは、それはもしかしたら相当なのかもしれないと思うが、そうでない場合がけっこうある。

・今言われた、行旅死亡人保護手当、今、生き倒れの人がどれだけいるのかわからないが、これなんかにしても、やはりこれは本来業務でしょうという、そのための部署なんでしょうし。

・それから、家畜類等死体処理手当にしても、これにたかが200円～500円にしても、これは付ける必要があるのかなという気がする。すぐに止められるかどうかはわからないが、ただそういう方向でやっぱり考えていく必要は当然あるような気がする。

(望月委員)

・僕も皆さんとほとんど（意見は）変わらない。単純に結論的にいえば、手当は原則廃止。交通費なんかは当然支払わなければならないから、国に準ずる。住居の手当も国に準ずる。そういう中で、もうこういう自分たちの権利というか、得るものに対しては、自分たちが決めないということ。だから、基本給であるとかそういうのは別にしても、こういう手当であるとか、そういうのも含めて、議員の定数もそうだが、自分たちで自分たちのことを決めるから、特に、民と官がずれてみたり、そういうところからして、政治にしても行政にしても不信がわいてくるというか。

・たったこれくらいのことで、全体を不満に思ってみたり、不信感を抱かされるようなことになってしまう。本当ならもっともっと一生懸命汗を流して行政サービスを市民に提供してくれている職員がいっぱいいるのに、こういうことで信用がなくなっていく。だから、自分たちのことを自分たちで決めるからである。だからそういう感覚で見る。これが当たり前の業務だって、いや、当たり前ではない、民間から見ると。市民にこれを全部公表したら、少なくとも70～80%の人は何をやっているんだということになる。その感覚がない。という感じが僕はしている。

・もしあれなら、これを一覧表にして、広報に付けて来月配布したらどうか？課長なんか、不思議にそんなことはないよと思っているから、だから、焼津市は市の職員手当で、通勤手当の国との違いを全部、市の広報へ載せるなりして

| | |
|----------------|---|
| <p>(山本委員)</p> | <p>みるとよい、具体的に数字を。僕は、原則手当廃止。通勤手当等々はすべて国に準ずる。それとこういうものを決める時は、人事課ではなく、第3者が決めると。その方がいいんじゃないかなと思う。</p> <p>・ すいません、手当のことでちょっとくどくなるが、資料6の4～5ページに出して下さっているものは、主な手当の内容ということで、それ以外に特殊勤務手当に関しては細かく出しておいてあるが、それ以外にもっと手当というのは存在するのではないかと私は思っている。</p> <p>・ 浜松かどこかの行革審であったと思うが、職員の手当に関して、ものすごく細かくメスが入り、かなり廃止になったり、縮小になったという経過がある。</p> <p>・ いろいろな給与費等を比較してみると、2ページのところの職員給与費もそうだが、2の(2)のところ、給料とか期末勤勉手当というのはやはり、不景気ということもあり下がっていると思うが、職員手当に関しては予算として21年より増えている。手当がそんなに増える必要がどこにあったのかなというところも不思議に思うし、私自身も、本来業務に関して職員が動くのだったら、手当を出す必要が何故あるのかなという風に思う。</p> <p>・ これ以外に私がすごく気になっているのは、出張旅費っていうのがあるのかどうか少しわからないが、おそらくあるんじゃないかなと思う。本来、出張することが本来業務である人に対し出張費を出しているのであれば私はそれは廃止していただきたいし、通勤手当も本当にくどいようだが合理的に算定されていない。私は国に全く準ずる必要があるかどうか、望月委員は国に準じてと仰っているが、やはり通勤の距離に関して、国は長いということがあるのでしょうか、市に関しては近隣から見える方が多いのでしょうかから、数字としては細かくてもいいかもしれないが、合理的に説明できるようなものにしていただきたい。</p> <p>・ それと、やはり外部の方にメスを入れていただかないと、この辺は望月委員も仰っていたように、広報なんかに出したら不信感がわく最大の理由になるんじゃないかなと私も思う。だから、見直しをもう少し行革審で細かく今からやるってことはちょっとできないかもしれないが、組織みたいな団体を作っただけで、細かくメスを入れていただければ、歳出をかなり減らすことはできるんじゃないかなと思う。</p> |
| <p>(山田副市長)</p> | <p>・ 今、出張旅費の話が出た。基本的には実費である。それに通常は日当がつく。正直に言うと、今年の3月31日までは、県外へ行くと2000円が出た。県内は、静岡あたりまでは出ないが、例えば沼津とか浜松へ言った場合は、2000円が出ていた。今年の4月1日からはこれを改め、県内は、下田へ行って</p> |

も200円。県外へ行った場合は800円ということに改めさせた。

(小松委員)

・それから、通勤手当の問題は、実は皆さんのお手元の資料の5ページに、国との比較表があるが、単に通勤距離との違いではない。ここに隠れているのは実は、通勤手段。距離が云々ということがあるが、これは、車で四輪車で来る人と、二輪車で来る人、それから、自転車で来る人、同じ額が支払われているという問題がある。表面だけ見ると距離別だけであるが。そこら辺も、来年の4月に向けて、何とか是正をしたいと思っている。

・これ(手当の一覧)を例えば来月の(広報)に付けた時に、私は逆の感覚を思った。500円で家の前で死んでいる犬を処分してくれるのだったら、役所にやってもらおうという人が出てくるんじゃないかという。

・実は、焼津ではないが、別の役所で、私の友達が市役所の職員の方で、そういうのを専門に、便利課ではないがいろんなことをやっている人がいる。その人の話を聞いていたら、こんなことで呼ぶのかということで、ものすごく市民に呼ばれる。なんでこんなことを自分でやってくれないの?ということがものすごく多いという話を、いくつかのいろんな話を聞かせていただいて、それはちょっと感覚おかしくないかと思ったのだが、そういう部分もあるんじゃないかと思う。

・先程、手当の全廃という話があったが、こういうことを頼む市民の感覚のずれということも多少はあるのかなと。こちら側も、これは役所に頼まなければならないことか、自分で目の前のこと、「すみません、ちょっと自分でカラスを処分してもらえないか」とか、そういうのが、役所の人に来てもらう何時間よりも、自分でやってもらう方がと思う部分も多少あり、変死でどうのこうのということ、本当に誰でも触りたくない部分について、多少ありでもいいんじゃないかという感覚もある。

・そういう感覚がありつつも、でも、そういうことがあるようなことにしてしまうことの方が問題だっというような、もっと違う目線のこととも考えられないかなということもちょっと思った。

(村松委員)

・手当の部分であるが、21年度と22年度で、確かに住居手当の部分で減ってはいると思った。ところが、国の部分は、自宅居住して世帯主である場合の支給額であり、一昨年までは4,700円、それが4,000円になっているというのは、少しは見直しをしてくれたのかなと思うが、この4,000円というのは、本当にずっと定年になるまで続くわけですね。それを考えると、たぶんものすごい額になる。一般市民に対して、世帯主であるだけで、本当にこれだけ毎月毎月出るというのは、なんかやっぱりちょっとおかしいなという

| | |
|--------|--|
| | <p>のは感じる。国の方は、それ以前は、新築購入後5年間は2,500円というのが、今年になってからは無くなった。支給なしになっている。本当に、国に準じてほしいなと思う。</p> |
| (望月委員) | <p>・それと、選挙を非常に疑問に思っている。この間も聞いたが、立会人はいくらか？</p> |
| (人事課長) | <p>・12,000円である。</p> |
| (望月委員) | <p>・それで、職員の手当は？</p> |
| (人事課長) | <p>・時間外手当ですね？</p> |
| (望月委員) | <p>・いや、時間外とかなんとかって言うより、だって、立会人だって休みのところ連れてくるんだから、時間外でしょ？そういう見方をすれば。職員はいくらなのか？</p> |
| (人事課長) | <p>・時間、時間単価によって違う。10時間で22,000円くらいである。</p> |
| (望月委員) | <p>・立会人は10時間くらいか？</p> |
| (人事課長) | <p>・立会人は7時から20時までで11時間。職員を11時間分とすると、22,000円くらいである。</p> |
| (望月委員) | <p>・で、立会人は12,000円。なぜ一万円も違うのか？</p> |
| (人事課長) | <p>・業務をやっている方と立会をしている方の違い。形式的には、時間外の職務としてやっている職員と、立会人の手当としてやっている方との違いである。</p> |
| (望月委員) | <p>・その辺が全然理解できない。</p> |
| (人事課長) | <p>・仰ることもそのとおりだと思う。実はこれについては、もっと定額にすべきではないかというような議論も若干ある。職務であるので時間外に手当を出すべきだという労働者としての考え方もあるだろうし、また、本来業務ではなく選挙への動員であるので、選挙従事手当という手当という形で定額になるとすれば、それは別に定めればよいという話。両方ある。</p> <p>これらも、他の市との関係をみながら定められていると思うが、確かに個人的な意見を申し上げると、仰るとおりかなという気持ちもある。</p> |
| (望月委員) | <p>・先程の定数のところにも絡んでいるが、だからそれを杉山委員が言われた、</p> |

| | |
|--------|--|
| | <p>民間へ委託する部分ができるのであれば、個人情報でどうしても市の職員が付かなければならない部署、分掌等も、民間へ委託した方が絶対に安いでしょ？</p> <p>・それともう一つ、民間人を頼んでお願いして、11時間も拘束して、逆にいえば座っていることの方が辛い。やっている方がよっぽど楽じゃないかっていう。ただ見てるだけでやっている方が、人として辛いんじゃないかっていう。その人に12,000円で、片方は22,000円？ちょっと馬鹿にしてるんじゃないかっていう。と感じたものだから、すみません。</p> <p>・静岡新聞に、職員家族旅行に公費助成ということで記事が載っていた。家族旅行をすると互助会からお金が出るということでびっくりした。今も、山本委員から、そういう部分の経費が給料自体は下がっているが、手当の部分でのお金というのは結構増えているんだって聞いて、焼津市ももしこういうのがあったらショックだなと思った。</p> <p>・はっきり申し上げるが、焼津はない。(職員の)福利厚生というのは地方公務員法に定められている。一つの事業所として、市も職員の福利厚生のために努めなければならないと。そのために、互助会というのは本来、職員がお金を出してお互いに助け合いましょうという組織であるが、それに、市の方からもある程度の公費を出して、何らかの厚生事業をやりましょうということになっていた。</p> <p>・ところが、そのところに問題があったのは、退職される方に、互助会も退会されるわけであるから、退会餞別金を出していたこと。それが、退職金の二重払いでは？というご指摘があり、その時にバサッと切り、公費を入れることを焼津市は止めて、退会慰労金のようなものも、本来、職員が自分の給与の中から積み立てたものを財源としてやりましょうと、いうことで変わっている。</p> <p>・県の指導がうるさいが、静岡市や他のところも、未だに福利厚生ということでお金を出しているところがある。今ご指摘の、公費から半分程度は、旅行に行くに福利厚生のためだということを出ていることだと思うが、焼津市はありませんので。</p> <p>・細かいことで恐縮であるが、例えば先程どなたか、カラスの処分の話が出たが、その係の担当がたまたまいなくて、総務課か、他の課の人が代わりに行った場合の手当の支給の仕方、額が一緒なのかどうか。それと、もう一つは、例えばカラスの処理係は、そういう課はないでしょうか、例えばそういう条件で配属された人、その人については、じゃあ同じ条件で入った総務課の人の給料と、基本給は一緒なのかどうか。そういう点をちょっと教えていただきたい。</p> |
| (村松委員) | |
| (人事課長) | |
| (鈴木委員) | |

| | |
|---------------|--|
| <p>(人事課長)</p> | <p>・焼津市の職員として採用される。採用された時に、よく副市長なんか脅かして、猫の死骸を1匹片づけに行くぞというようなことを言うのだが、全く同じ条件で初任給は定められる。その結果、採用されると、どこへ配属されるかは適材適所ということであるが、結果としてこの死骸を片づけに行くところ、身元不明の遺体を運ぶところ、その後吊うということもある。そういうことで、私ごとであるが、私も福祉が長くて、私がいた時は年間に月1回くらい身元不明の死体が上がり、棺桶を持って行った。当時は、この手当が500円くらいであったと思うが。</p> |
| <p>(坂本会長)</p> | <p>・人事課長、今、鈴木委員が仰ったことで、もし担当の方が手一杯の中で、別の課の人が行った時に、予算というのはどうなっているのか。そんなことはあり得ないか。</p> |
| <p>(人事課長)</p> | <p>・同じである。職員がその仕事に従事すれば、その手当は付く。たいがい同じ部署の中で、担当がちょっといないからということで（他の職員が）行くことがあると思う。そういうことで、福祉の仕事を総務課が行くということはめったにないが。</p> |
| <p>(坂本会長)</p> | <p>・それと先程、五十右委員の方から、ギクツとするようなことを言われたのだが、カラスを取りに行った方が役所の方ではないような感じがしたということだったが、そんなことはないですよ？民間委託をしているのか？</p> |
| <p>(人事課長)</p> | <p>・ないと思う。名札をちゃんとつけていると思うが、もちろん現業職の方が作業着で行ったこともあると思う。なかなか市民の要求でよくあるが、すぐやる課を作ってくれとか、なんでもこちらに来られる方がいるが、そういうのに全て対応していくことになると、委員ご指摘のような形になるのかなと思う。</p> |
| <p>(坂本会長)</p> | <p>・まだたくさんあると思うが、2つ目の職員の給与等で、職員の給与そのものに関しては、基本給というか、全くご意見が出なかったが、その出なかった理由は、廣瀬委員が最初にラスパイレスの指標の中で、全国から、また静岡県から比べてもかなりポイントが低い方であると。それから、職員の数も現実に、決して多いということではなく、もちろん市民の感情からすれば、少なければ少ない程がいいのであるが、その結果として、おそらく皆さん方の方から、職員の給与そのものに関しては全くと言ってくらい意見が出なかった。</p> <p>・意見がたくさん出たのは手当である。手当に関する不信というか、非常にたくさん出たような気がする。今日、資料が出てきたのは、私は、どなたかが言われたように、全てのことを出してあるわけではなく、まだまだこのほかに一杯実はあるわけであるが、それが果たして、このような状況において、それを放置していかどうかということについて、これは塵にも山にもなるというこ</p> |

とであるから、当然やはり、どなたか言われたように、市民の方がこれを知った時に、行政に対する不信感が増幅してしまうんじゃないかという感じがするとどなたかが言っていたが、そのような感じがした。

・では、どの手当をどうするかに関しては、もちろん長年の中でやってこられたり、それから周辺の市町村との絡みもあると思うが。私も大学で、日曜日に受験に立ち会うことがあるが、その時に試験員手当ということでわずかながら出るが、それは教授であれ、准教授であれ、講師であれ、皆一律に定額が支給される。手当で調整される。それはいいか悪いかは知らない。いろんなやり方があるということを書いたかった。

・おそらく、静岡県の他の市町がそれぞれどうなっているか、全国はどうなっているか、あるいは、横並びの時代ではないならば一体何なのかということに関して、これは法律で決まっているということがあるわけだから、その辺のことを含めて、今日本当はここで、全面的に再検討すべきくらいの言葉で、行革審として、あとは事務局にお任せしていいのか、もっと細かいところまでここで議論して行って、やはり一定の数字でもって提案するみたいな形、これはいいです、これは再検討の必要あり、これは廃止というように。という形へ持っていくのだったらまだ議論が、また、資料も足りないというのがあるが、たくさん手当に関しては意見が出たので、一つ一つの手当に関しては、充分精査されて適正な処理をしていただきたいという程度でいいのか、もう一つ踏み込んだ形で、中間答申という形で出すのか、ということだと思うが、どうしましょうか。手当のことにに関して、原則廃止も含めて検討されたしという形で終われば、3番へ。3番へ行く時間はなくなってしまったが。どなたかご発言いただくとありがたい。

(大石副会長)

・手当については先程特殊勤務手当についてはこれが全てでしょうかね。何年前まではこの倍くらいあったが、それがぜんぶ精査されてきていると思う。見るからに、特殊勤務手当はなかなか一般的に、では自分がそれをやる場合にどうなのかという感情を持った時に・・・。

・ただ、そういったものもちゃんと支給されているということをやっぱり、市民に知らせておく必要があると思うし、だからそんなことを、個々でできることは自分でやらないと、負担になっていくんだよということを知らせるためにも、特殊勤務手当のところはそういう風にすればいいんじゃないかと私は思っている。

・ただ、それ以外の部分は、実態に合っているのかどうかということ。これは絶えずチェックをしてもらっていただきたいと思う。給与等の委員会とかあるが、そういったところも、手当も含めた審議をしていただきたいと思う。

| | |
|--------|--|
| (坂本会長) | <ul style="list-style-type: none"> ・手当に関して定期的に見直す委員会は、何という委員会なのか。 |
| (人事課長) | <ul style="list-style-type: none"> ・特に外部委員会はない。処遇に関する事、給与に関する事であるので、当然組合との交渉事項になってくる。その時に、当局側としては、皆さんが仰るように、本来業務に手当はおかしいという前提で臨んではいる。 |
| (坂本会長) | <ul style="list-style-type: none"> ・組合の感覚からすれば、一般論からして多ければ多いほどいいということになる。当然要求は高くなる。市の方は庶民感覚を含めるから、より少なくということになる。その中で中間で決まってしまうというか、これは勝ってこれは負けたということになると市民は不幸になる。 |
| (人事課長) | <ul style="list-style-type: none"> ・まあ、中間というか、そこはいかに理が通るかということであると思う。例えば、議会で一般質問が出て、これはおかしいじゃないか、それに対して市長が答弁したというようなことになれば、それを前提に交渉に当たるし、改正作業も進むと。 ・皆さんのところで、これはおかしいじゃないかというのが出れば、当然それを背景にしながら組合との交渉に臨む。市民感情がこうであるのに、このままにしておくのは、交渉の中の問題とはいいいながら、市民の信頼を損なわれる。望月委員が仰ったようなことになるので、それはまずいんじゃないかと。そういうことが交渉内容になって来る。 |
| (坂本委員) | <ul style="list-style-type: none"> ・いずれにしても、組合と当局とのせめぎあいのような形で決まったことが、今日示された手当一覧表になっているとして、市民の立場で出ている方々のほとんどが違和感を感じるということの中では、これは重要な問題であると思う。 ・だから、これまでもこれからも、その仕組みで手当が決められていいのかどうかということに関しては、(意見が) 今日出たような気がする。そういうことの仕掛けを提言書の中に入れていく程度にしておくのかどうかである。 |
| (人事課長) | <ul style="list-style-type: none"> ・ですから、そういう形で提言をまとめていただくのは非常にありがたいし、結構なことであると思う。ただ、ちょっと、一覧表が説明し尽くしていないというのがある。例えば、消防の救急手当でなんかを見ると、通常の消防士と、救急車に乗っていく人と、全く同じ待遇でいいのだろうか。救急救命士になるためにそれなりに専門的な知識を深めて勉強してきた人との差があってしかるべきだというのが、こういう手当の背景にもなっていると思う。 |
| (望月委員) | <ul style="list-style-type: none"> ・それはわかる。だから”原則”と言った。全部廃止ではなく。消防署へ入って、その間に3～5年で努力して救命士の資格をとったら、とってない人と、 |

| | |
|--------|--|
| | <p>当然差があつて良いと思う。救急救命士手当というのは資格に対する手当か？</p> |
| (人事課長) | <p>・資格に対する手当もあれば、危険に対する手当もあれば、それぞれの意味合いがある。</p> |
| (望月委員) | <p>・だから、全部廃止ではなく、”原則”廃止。</p> <p>・明らかに、課税課の業務の中に滞納処分というのがあるのに、それに対して滞納処分手当があるのなら、本来の仕事じゃないの？と思うが。</p> |
| (人事課長) | <p>・これも私、やったことがある。紙をもって差し押さえに行った時に、ある程度の抵抗があつたりとか、相手がヤクザ屋さんであるとか、そういう場合もあり、この程度ならばということになったと思う。いい悪いは別にして、それなりの背景はある。</p> |
| (杉山委員) | <p>・特殊勤務手当の額等というのは法律で決められていて、危険とか、不快であるというのが、一般の職員と比べてどの程度かという、程度の問題があり、それによって出すという根拠になっている。その程度がどうかという、それが市民目線から見てどうかということで評価するしかないなので、そういう目で見ると、本来業務かどうかというのは、本来業務であれば給与で手当てされているわけだから、手当は出す必要がない。</p> <p>・あと、危険であるとか、不快であるというのは、一般の事務職と比較し、これはちょっと可哀そうだろうということが住民に理解されるということであれば、これは当然、法で定められていることであるから、条例で定めれば支給できるという仕組みになっているわけである。その辺のことをふまえてやればいいと思う。私も人事にいて、やったことがあるが、かなり整理はされているということは思っている。</p> |
| (坂本会長) | <p>・民間の方が多いので民間の肩を持つわけではないが、一般で考えると、民間の方というのは営業に行った場合、正直、石を投げられるとか塩を掛けられるということが、現実、生死に関係あるじゃないかというようなところで、ようやく会社の業績を高めるといふ仕事をやってらっしゃる。お店に立っていても、お客さんに怒鳴りつけられたり、そういうことはあるわけである。そのことから、行政の中の標準にすると危険かもしれないが、一般の市民感覚からすると当たり前のようなこと、という解釈もあるかもしれない。そのことを言っていたんでしょ。</p> |
| (望月委員) | <p>・そうである。例えば企業であれば営業があるが、靴が減るから靴代くれとか、電車の運転手が、ぶつかる危険があるから危険手当くれとか。そんなのないで</p> |

| | |
|---------------|---|
| <p>(坂本会長)</p> | <p>しょう。それと同じ。</p> <p>・メッキ屋さんでメッキ槽に入るか入らないかの仕事をするとか、もちろんあるにはある。だから、原則廃止と言われたが、法律のバックの中でやっているのもあるので、先程、程度の話とあったがそのとおりであると思う。</p> <p>・それから先程、副市長が言ってくれたが、副市長の判断だったと思うが、日当について、基本的にはお昼代みたいなものはおかしいじゃないかと、給料に入っているんだから。今まで当たり前のようにならなくて来た。3月31日でもって、現実的にはコーヒー代にもならないということであるから、おそらく労働組合とはいろいろなことがあったかもしれないが。</p> |
| <p>(望月委員)</p> | <p>・「株式会社やいづ」という感覚で、職員の人たちが物事の理解をしないと、市民から逆に、ここまでしてくれるのか、こんなにしてくれなくていいよ、もっと給料上げなよというくらい、そういう市は全国にある。</p> <p>・だから、「株式会社やいづ」という感覚で、さっき言った「入り」も「出」もそうだし、市民に対するサービスもそうだし、それが今度、市民との信頼関係、だから市民目線であり、協働も上手くいくと思う。</p> <p>・だから、自分たちの既得権だとか権利、権限というものを、守ろう守ろうとすると、そこに市民とのどんどん溝が出来てしまう。だから一回全部、もう無しだよと。「いいよそんな、わざわざ猫まで処理してもらって、悪いから300円もらえばいいじゃん」と市民から言われれば、清々もらえる。そういう感じがする。</p> |
| <p>(坂本会長)</p> | <p>・①から⑤まで片づけてもらいたいと事務局から強く言われていたが、私はなかなか、皆さん方からのご意見を斟酌しながら方向を出していくことの方が、真の行革の役割を果たせるんじゃないかということであったので。</p> <p>・今日のところはすみませんが、①の職員の定数について、さっき中間的なまとめをさせていただいたが、②の給与等について、手当の部分でいろいろなことがある中で、努力されたしという話でもないし、原則廃止みたいなことも、言葉の問題も少しあるが、もう少し、このことの状況を知る中で、提言という形でまとめた方がいいかなということ。</p> <p>・②以降のことに関しては、すみませんが次回にやらせていただくということで、急を要しているということもあるかもしれないが、今言ったような問題というのは永遠に続くような問題のような感じもするので、軽々に短気に結論を出さない方がいいんじゃないかという感じがしているので、ちょっと精査させ</p> |

| | |
|---------------|--|
| | <p>ていただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・そんなことで、その他のところへ一気に行ってしまうが、事務局の方から連絡をしていただきたいと思う。 ・すみません。その他の前に、今日は当日配布資料6、7ということで、1市2制度ということで、自治会の話が出たので、自治会の関係の現状が両面のコピーになっているが、現在、旧焼津市と旧大井川町の自治会はそういうような状況になっている。 ・あと、合併時の新市の制度・行政サービスの概要ということで、お配りさせていただいているが、これについては、合併時に配布されたものであり、概ねこの計画どおり、24年度から統合というようなものもあるが、制度についてはほぼ計画どおり統合されている。 ・ただ、強いて言うなら自治会の関係であるとか、商工会議所の関係であるとか、医師会の関係等が、どうしても合併時から解決できないような問題もあるので、統一されていないというのものもある。 ・自治会については正式に言うと1市2制度ではなく同じ制度でやっているのであるが、枠組みがちょっと差があるのかなというのが正直ある。 ・以上、当日配布資料と、次回の審議会であるが、②の職員の給与等についてからまた始めさせていただく。来年1月25日を予定させていただいている。場所は議会庁舎の302号室ABで行うのでお願いしたいと思う。 |
| <p>(事務局)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・では、閉会の前に、この審議会に最初から関わりをいただいて、非常に見識のあるご意見をいろいろ出していただき、審議会の一つの方向に携わっていただき、提案できることに非常に大きな力を発揮してくれたんじゃないかと思うが、廣瀬委員が、今回をもって退任されるということで、少しご挨拶をいただきたいと思う。 |
| <p>(坂本会長)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・この1年半本当にありがとうございました。私も本当に勉強になり、皆さんの考え方というのはすごく前向きだなということで勇気づけられたこともあった。 ・ただ今回、一身上の都合で、この委員会を退任させていただく。 ・あと一言であるが、実は今私の手元に、「将来の財政負担 平成20年度決算まで」という数値がある。県の合計でいくと、一人あたり378,989円と |

いう数字がある。これに対し焼津市は、309,730円。ちなみに藤枝市が、349,815円。この焼津市の数字のバックには、旧の大井川のかなりいい財政の数字も相当入っていると思う。そういう意味では、焼津の産業、水産業に携わった先達の方、並びに大井川の方のご努力だと思う。

・ただ、4万円ちょっとの違いで、今、藤枝の方が多いが、実際問題、住みたいという人の感覚を見ていると、藤枝の地価の方が高かったりもしている。この現状があるので、今後はこの委員会でそういう部分も含めて頑張ってやっていただけたらと思う。

(坂本会長)

・ありがとうございました。

3. 閉会
(事務局)

・以上をもちまして、本日の審議会の閉会をさせていただきます。委員の皆さんお疲れさまでした。ありがとうございました。

| | |
|--|--|
| | |
|--|--|